

高幡イーグルス規則

第1章 総則

第1条 名称

この会は、高幡イーグルスという。

第2条 構成

この会は、入会を希望する子供と、その保護者および会の目的に共感し会を支援する人々で自主的に組織する。

第3条 目的

この会は、野球を通じて、地域の子供達の心身ともに健やかな成長を、支援することを目的とする。

第2章 会員

第4条 入会

1. 入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し、代表に申し込む。
2. 代表は、入会希望があれば、会の規則及び運営要綱を十分に説明したうえで、希望者が下記入会資格を満たしていることを確認し、すみやかに会員として認め、次の運営委員会で承諾を受ける。

第5条 入会資格

小学校在学中もしくは小学校入学前年の子供で、会の規則を認め、保護者の同意を得た者は、原則として全て入会資格を持つ。

第6条 活動への参加

総監督・コーチの指示に従い団体行動ができることを活動参加の条件とする。

第7条 退会

1. 退会を希望するものは、代表に対して書面にて退会の希望を届け、ユニフォーム等貸与品の返却を以って退会の手続きを終了する。
2. 選手（保護者も含む）の行動により会の円滑な運営に支障があると役員会が認めた場合、保護者と協議の上、会は退会させることができる。
3. 会費は退会当月分まで納める。

第3章 役員

第8条 役員

1. この会には、次の役員を置く。

代表	1名
総監督	1名
マネージャー	1名
運営委員	1名以上
会計	1名
会計監査	1名
2. 代表、総監督、マネージャーの3名は「役員会」を構成する。

第9条 役員を選出

1. 役員会は、保護者との十分な話し合いを持った上で、代表、総監督、マネージャーの候補者を決定し、総会に諮る。
2. 保護者は、原則として子供の学年毎に1名以上の運営委員の候補者を互選し、さらに会計と会計監査の候補者を互選する。それらを総会に諮る。

第10条 役員の仕事

1. 役員会は会を代表し会務を総括する。練習及び試合の運営や行事の内容等、会の活動の全てを総括し責任を持つ。
2. 役員会はヘッドコーチを任命することができる。
3. マネージャーは会の運営に関する実務全般を統括する。また必要に応じてサブマネージャーを任命し、実務の分担を依頼することができる。
4. 運営委員は会員の声を運営に正しく反映させ、会が健全に運営され、発展するよう努力する。
5. 会計は会計に関する実務全般を統括する。期末には決算書および会計諸表を作成し、代表に提出する。
6. 会計監査は会計処理及び財産の管理が正しく行われるよう、決算書および会計諸表を監査する。

第11条 役員の仕事

役員の仕事は1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 機関と運営

第12条 総会

1. この会の最高決議機関は総会とし、定期総会及び臨時総会を行う。
2. 代表は、定期総会を毎年1回、年度末もしくは新会計年度開始後1ヶ月以内に召集しなければならない。
3. 代表は、必要と認める場合は臨時総会を召集することができる。
4. 次の事項は、総会の決議を経なければならない。
 - (1) 高幡イーグルス規則の改廃
 - (2) 役員を選出・任命
 - (3) 決算報告および新年度予算の承認
 - (4) 年間行事の計画
5. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとする。

第13条 運営委員会

1. 運営委員会は総会に次ぐ機関で、委員及び関係者をもってこれを構成する。
2. 委員長には代表が、事務局長にはマネージャーがそれぞれあたる。
3. 委員長は年に4回以上、運営委員会を招集することを原則とする。
4. 次の事項は運営委員会の確認を必要とする。
 - (1) 運営各細則の制定・改変
 - (2) 年間行事の実行委員会の編成
 - (3) 収入の変化に伴う暫定予算
 - (4) 年間行事計画の追加・変更

第5章 財政

第14条 財政基盤

この会の財政は、会員の会費および寄付金等により賄われる。

第15条 会計年度

会計年度は、12月1日より翌年11月30日までとする。

第16条 会費

1. 月会費は4年生以上を2,000円、3年生以下を1,000円とする。ただし、小学校入学以前の会員からは会費は徴収せず、スポーツ傷害保険加入のための実費のみを徴収する。
2. 月会費は、原則として毎月第一日曜日に当月分を納入する。集金方法等は別途定める。
3. 会費等の授受は事故防止の為、原則定められた期日に会計、マネージャー等があたる。

第17条 会計報告

代表は、定期総会に会計監査報告を添えて収支決算を報告し、承認を得なければならない。

第6章 会の責任及び安全管理

第18条 障害補償

試合・練習及び移動中に不慮の事故が発生した場合は、スポーツ障害保険の範囲内で補償し、会はそれ以上の責は負わない。

第19条 練習等中止の判断

活動中における不慮の事故防止上、やむをえないと各チームスタッフが判断した場合は活動を中止する。

第7章 保護者

第20条 保護者の役割

保護者は、会の目的と運営の仕組みを理解し、自発的な意思により、積極的に会の活動を支援する。

第21条 役割の分担及び整理

1. 各行事は、年間行事計画の趣旨に沿って、総監督の責任の下、運営委員会が保護者に呼びかけて実行委員会を組織し、これを実施する。
2. 会の活動を支えるための日常の実務は、マネージャーの責任の下、運営委員会が調整し、可能な保護者で自主的にこれを分担する。

第8章 コーチ

第22条 コーチとは

1. 高幡イーグルスが地域の中での存在であることを意識し、子供たちの成長を、野球を通して積極的に支援していく者を高幡イーグルスのコーチとする。
2. コーチは、スポーツ傷害保険に加入し、加入費用は高幡イーグルスが負担する。

第23条 コーチの役割

1. コーチはグラウンドにおいては、総監督の指示の

下、選手の規律及び野球に関する指導を行う。

2. 役員会は、必要に応じてコーチの集まりを召集することができる。
3. コーチは代表の責任の下、高幡イーグルスの活動全てに集団的に責任を持つ。

第9章 選手

第24条 選手の役割

1. 選手は、練習や試合の準備を選手みんなで自主的に行う。
2. 選手は、全ての活動が自主的で主体的な活動となっていくことを目指し、そのために必要な助言と可能な支援を受けることができる。

第10章 その他

この規則に定めなき緊急必要事項は、役員会、運営委員会の判断で暫定的に処理し、これを総会に報告する。

1996年12月22日 一部改正

1998年12月13日 一部改正

1999年12月18日 一部改正

2003年12月13日 一部改正

2006年12月16日 一部改正

2007年 6月23日 一部改正

2017年12月10日 一部改正

2018年12月15日 一部改正

2021年 4月 9日 一部改正

2023年 3月12日 一部改正

2023年12月24日 一部改正

2024年 1月 8日 一部改正